

善通寺市デジタル地域通貨事業加盟店募集要項

善通寺市（以下「市」といいます。）では、地域経済の活性化や市内等におけるキャッシュレス決済の普及促進、持続可能な域内経済循環の実現及び市民生活の向上を図るため、市独自のキャッシュレス決済システム「ゼンツウジペイ」の運用を実施しています。

利用者のさらなる利便性向上を図るべく、ゼンツウジペイを利用できる店舗等（以下「加盟店」という。）を募集します。

1 ゼンツウジペイの概要

市独自のスマートフォン向け専用アプリケーション（以下「専用アプリ」という。）を用い、市が発行するデジタル地域通貨（デジタル商品券、ポイント及び電子マネー）の販売、付与及び取引等を行います。利用者は、加盟店での対象取引における支払において、デジタル地域通貨1単位あたり1円相当の割合で使用できます。

2 加盟店の登録要件

加盟店の登録要件は、次の各号に掲げるいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市長が不相当と認める者

3 加盟店の遵守事項

加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 善通寺市デジタル地域通貨事業加盟店規約（以下「加盟店規約」という。）のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うこと。
- (2) 加盟店であることが明確に分かるよう、加盟店登録完了後に配布される販促物（ポスター及びステッカー等）を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 対象取引において、加盟店規約第6条第3項各号に該当する場合を除き、デジタル地域通貨での決済を拒まないこと。

4 加盟店の登録取消等

市との加盟店規約に基づく利用契約に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合があります。この場合において、市は、登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

また、加盟店の違反行為により市に損害金が発生したときは、市は当該損害金を当該加盟店に請求する場合があります。遵守事項における違反行為の有無について、市から聞き取り調査又はデジタル地域通貨の売上に係る資料の提出等を求める場合があります。

5 加盟店の登録申込み方法等

加盟店として登録を希望する事業者は、下記「加盟店登録フォーム」から必要事項を入力し、応募してください。

【加盟店登録フォーム URL】 <https://zentsuji-form.com/>

(1) 募集期間 令和7年4月1日（火）より随時受付します。

※申込時期によっては登録にお時間を要する場合があります。

(2) 登録料 無料

(3) 配布物 加盟店登録完了後、次のものを配布します。

・「加盟店用マニュアル」

・決済時に必要となる「加盟店用QRコード（設置スタンド含む。）」

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

・販促物として「ステッカー、のぼり」

※加盟店用のぼりは希望者のみとします。

(4) その他 登録内容については、事業の委託先（ゼンツウジペイ事務局）と情報共有しますので、あらかじめご了承ください。

6 デジタル地域通貨を販売する店舗等について

デジタル地域通貨を購入希望者に対し販売する店舗等（以下「チャージ店」という。）は、次の各号のいずれにも該当する加盟店として、ゼンツウジペイ事務局が、市と協議・審査のうえ登録します。

(1) ゼンツウジペイの利用希望者に対して、専用アプリのインストールや操作支援等を行える者

(2) デジタル地域通貨の販売金を適切に管理し、事務局が指定する方法により、市が指定する期日までに振込を行える者

(3) デジタル地域通貨を販売する際に使用するチャージ専用端末（以下「チャージ専用端末」という。）を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者

なお、チャージ店には、チャージ専用端末をゼンツウジペイ事務局から無償貸与します。

チャージ店登録を希望する加盟店は、販売開始を希望する30日前までに、ゼンツウジペイ事務局までお申し出ください。ただし、チャージ専用端末の数に限りがあるため、ご希望に沿えない場合があります。

7 換金

デジタル地域通貨の換金については、1日～15日分の売上は当月末、16日～月末分の売上は翌月15日に加盟店登録時の指定口座へ振り込みます。なお、精算日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込みとなります。

また、加盟店での換金手続きは不要であり、換金手数料及び振込手数料は無料とします。

8 ゼンツウジペイの決済について

専用アプリを用いて、利用者と現金等のやり取りをすることなくデジタル地域通貨による決済ができます。なお、決済手数料は無料とします。

【決済手順】

- (1) 利用者は加盟店に設置してあるQRコードを専用アプリで読取
- (2) 利用者が専用アプリ内で購入金額を入力し、加盟店が入力金額を確認
- (3) 金額が正しければ、利用者が「支払う」を押す
- (4) 加盟店が「決済完了画面」を確認し、決済完了

9 デジタル地域通貨の使用範囲について

【デジタル地域通貨の使用範囲等】

- (1) デジタル地域通貨は、加盟店との間における市内での取引においてのみ使用することができます。
- (2) デジタル地域通貨は、転売し、譲渡し、又は交換することができません。
- (3) デジタル地域通貨は、次に掲げるものに使用することはできません。
 - ア 切手、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わるもの又は公序良俗に反する取引
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - エ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ
 - オ 出資及び債務の支払い
 - カ 不動産、金融商品その他資産形成を伴うもの
 - キ 国税、地方税及び公共施設使用料等の公租公課
 - ク 加盟店が利用対象外として指定するもの
 - ケ その他市長が指定するもの

10 決済時のポイント付与について

ゼンツウジペイの普及を図るため、電子マネーで決済した場合、店舗規模に応じて利用者に決済ポイントを付与します。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が経

営する加盟店との間における取引においては決済額に対して３％のポイントを付与します。ただし、次に掲げる店舗での取引は１％のポイント付与となります。

ア 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条に規定する店舗
イ コンビニエンスストア

※ポイント付与は予算の都合上、利用状況により終了する場合があります。

11 問い合わせ先

ゼンツウジペイ事務局（運営会社：サイテックアイ株式会社）

【ナビダイヤル】 ０５７０－０７－７９９９

【受付時間】 ９：００～１７：００（土日祝日及び１２月２９日～１月３日を除く）